2019年６月３日

定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

■事業報告
- ・会社の新株予約権等に関する事項
- ・会計監査人の状況
- ・業務の適正を確保するための体制

■連結計算書類
- ・連結株主資本等変動計算書
- ・連結注記表

■計算書類
- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

（2018年４月１日から2019年３月31日まで）

株式会社商船三井

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.mol.co.jp/ir/stock/gms/index.html）に掲載することにより株主の皆様に提供しております。

事業報告の会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有する新株予約権等の内容の概要

発行日	2009年８月14日	2010年８月16日	2011年８月９日	2012年８月13日	2013年８月16日
保有人数	1名	1名	2名	1名	3名
当社取締役（社外取締役を除く）	1名	1名	1名	1名	2名
当社社外取締役	0名	0名	1名	0名	1名
当社監査役	なし	なし	なし	なし	なし
新株予約権の数	40個	100個	120個	20個	128個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 4,000株	普通株式 10,000株	普通株式 12,000株	普通株式 2,000株	普通株式 12,800株
新株予約権の払込金額	無償	無償	無償	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株当たり 6,390円	１株当たり 6,420円	１株当たり 4,680円	１株当たり 2,770円	１株当たり 4,470円
新株予約権の権利行使期間	2011年７月31日から 2019年６月22日まで	2012年７月31日から 2020年６月21日まで	2013年７月26日から 2021年６月22日まで	2014年７月28日から 2022年６月21日まで	2015年８月２日から 2023年６月20日まで
新株予約権の行使の条件	（注１）	（注１）	（注１）	（注１）	（注１）

発行日	2014年８月18日	2015年８月17日	2016年８月15日	2017年８月15日	2018年８月15日
保有人数	3名	5名	7名	8名	9名
当社取締役（社外取締役を除く）	2名	4名	4名	5名	6名
当社社外取締役	1名	1名	3名	3名	3名
当社監査役	なし	なし	なし	なし	なし
新株予約権の数	150個	282個	307個	370個	430個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 15,000株	普通株式 28,200株	普通株式 30,700株	普通株式 37,000株	普通株式 43,000株
新株予約権の払込金額	無償	無償	無償	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株当たり 4,120円	１株当たり 4,270円	１株当たり 2,420円	１株当たり 3,780円	１株当たり 2,943円
新株予約権の権利行使期間	2016年８月２日から 2024年６月23日まで	2017年８月１日から 2025年６月20日まで	2018年８月１日から 2026年６月19日まで	2019年８月１日から 2027年６月25日まで	2020年８月１日から 2028年６月23日まで
新株予約権の行使の条件	（注１）	（注１）	（注１）	（注１）	（注１）

（注１）① 各新株予約権は、１個を分割して行使できないものです。
② 権利行使時において、当社役員の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができます。但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任または免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効します。
③ その他の権利行使の条件については、取締役会の決定によります。
（注２）当社役員として付与された新株予約権を記載しています。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に対して交付された新株予約権等の内容の概要

発行日	2018年８月15日
交付された人数	93名
当社執行役員（当社役員を兼ねている者を除く）	18名
当社使用人（当社役員・執行役員を兼ねている者を除く）	44名
当社の子会社の役員及び使用人（当社役員・執行役員・使用人を兼ねている者を除く）	31名
新株予約権の数	1,210個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式　121,000株
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株当たり　2,943円
新株予約権の権利行使期間	2020年８月１日から 2028年６月23日まで
新株予約権の行使の条件	(注)

(注) ① 各新株予約権は、１個を分割して行使できないものです。
② 権利行使時において、当社使用人等の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができます。但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任または免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効します。
③ その他の権利行使の条件については、取締役会の決定によります。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

「2020年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債」を次の要領にて発行しております。

発行日	2014年４月24日
新株予約権の数	2,000個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式　4,184,100株
転換価額	47.80米ドル
新株予約権の権利行使期間	2014年５月８日から 2020年４月９日まで
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権付社債の残高	200,000千米ドル

事業報告の会計監査人の状況

(1) 名称　　有限責任あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

（単位：百万円）

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	88
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	201

（注１）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。
（注２）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
（注３）当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況、報酬見積もりの算出根拠、監査時間及び報酬額の推移等を確認したうえで、当該事業年度の会計監査人の報酬等につき、監査の効率性及び監査品質の確保に鑑み相当であると判断し、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である「コンフォートレター作成業務」を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会がその会計監査人を解任します。

また、上記の場合のほか、監査役会は、会計監査人の職務の執行状況その他諸般の事情を総合的に勘案して、会計監査人としての適格性及び信頼性が損なわれる事象が生じた場合、会計監査を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または会計監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合、その他会計監査人の変更または解任若しくは不再任が適切であると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会に株主総会の目的とすることを求めます。

取締役会では、監査役会の要請を受けて株主総会の目的とすることを決定します。

事業報告の業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は次のとおりです。

（最終改定　2018年４月27日）

① 取締役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

＜コンプライアンス＞

(a) 当社グループは法令及び定款に従うのみならず、「社会規範と企業倫理に則った透明性の高い経営を行うこと」を企業理念のひとつに掲げている。当社はコンプライアンス実現のため、その基礎としてコンプライアンス規程を定め、取締役会が任命するチーフコンプライアンスオフィサー（CCO）を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、定期的なモニタリングを通じコンプライアンス体制の整備及び維持を図る。

(b) 役職員の行動規範としてコンプライアンス規程第５条に行動基準を定め、これらの遵守を図る。とりわけ、各国競争法の遵守、反社会的勢力に対する毅然とした対応、インサイダー取引の禁止、贈収賄の禁止、顧客及び会社等の秘密情報の保持、差別・ハラスメントの禁止等を徹底する。

(c) 全ての役職員を対象に、独占禁止法、金融商品取引法、不正競争防止法等の各種法令・規則、及び社内規程に関する階層別研修、分野別研修、e-ラーニングなどを実施し、コンプライアンス違反の予防並びに改善措置を講じると共に、コンプライアンス意識の徹底・向上を図る。

(d) コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス違反に関する報告・相談のための社内窓口及び社外弁護士によるコンプライアンス相談窓口を設置するなど報告・相談システムを整備し、運用を行う。当社は当社グループの役職員によるコンプライアンス違反行為に関する報告・相談については秘密を厳守すると共に、当該報告・相談をしたことを理由に不利益な処遇がなされないことを保証する。

＜コーポレートガバナンス＞

(e) 社内取締役と社外取締役により構成される取締役会は取締役会規程により、その適切な運営を確保し、取締役の職務の執行を監督する。また、取締役は取締役会を通じて会社経営全般の最高方針決定に関わると共に、取締役会の一員として、執行役員の業務執行を監督・督励する。

(f) 取締役会は経営会議を設置し、同会議は取締役会が決定した最高方針に基づき、社長執行役員が経営の基本計画及び業務の執行に関する重要案件を決裁するための審議を行う。

(g) 取締役会は、監査役が監査役会規程及び監査役監査基準により定める監査の方針に従い取締役及び執行役員の職務の執行を監査し、その他法令で定める任務を遂行できる環境を確保するよう努める。

(h) 内部監査部門として経営会議からのみ指示を受け、他のいかなる職制からも独立した経営監査部を置く。

② 取締役及び執行役員の人事並びに報酬決定プロセスの客観性と透明性を確保するための体制

(a) 取締役及び執行役員の指名並びに報酬等に係る手続きの客観性と透明性を高め、説明責任を強化することを目的として、取締役会の下に指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置する。

(b) 指名諮問委員会及び報酬諮問委員会は会長、社長、及び独立社外取締役全員で構成され、委員長は取締役会の決議によって独立社外取締役の中から選定される。

(c) 指名諮問委員会は取締役会の諮問に応じて、取締役及び執行役員の選任及び解任等に関する事項について審議を行い、取締役会に対して答申を行う。

(d) 報酬諮問委員会は取締役会の諮問に応じて、取締役及び執行役員の報酬及び待遇等に関する事項について審議を行い、取締役会に対して答申を行う。

(e) 取締役会は指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の答申を尊重する。

③ 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a) 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報については文書または電子情報により、文書管理規程及び電子情報セキュリティ規程に基づき、定められた期間、適切に保存・管理する。

(b) 取締役及び監査役は、随時これらの文書を閲覧できるものとする。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、損失の危険に係る主たるリスクについて、以下の管理体制を整え、経営会議はその他のリスクを含めた全リスクの管理を統括する機関として機能する。

(a) 海運市況リスク

当社の主たる事業である海上輸送の分野においては、世界の荷動き量及び船腹供給量の動向が船腹需給に影響を及ぼし、運賃及び傭船料の市況が変動するため、船舶などの投資に係る重要案件は、経営会議の予備審議機関として投融資委員会を設置し、同委員会においてリスクの把握、分析及び評価を経た上で、意思決定機関に付議する。

(b) 船舶の安全運航
経営会議の下部機関として社長執行役員を委員長とする安全運航対策委員会を設置し、同委員会は安全運航対策委員会規程に基づき安全運航に関する事項の検討及び審議を行い、運航船の安全運航の確保・徹底を図る。また、万一、不慮の事故が発生した場合は重大海難対策本部規程に基づき、損害拡大の防止と環境保全を図る。
(c) 市場リスク
船舶燃料油価格の変動、為替レートの変動及び金利の変動などの市場リスクについては、市場リスク管理規程に基づき適切に管理することにより、リスクの低減を図る。

⑤ 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(a) 取締役会は年間10回程度、適切な間隔を置いて開催するほか、必要に応じて随時開催する。取締役会に付議すべき重要な事項は、取締役会規程に定め、原則として経営会議においてあらかじめ審議する。
(b) 経営会議は社長執行役員が指名し取締役会が承認するメンバーにより構成され、経営会議規程により原則として週１回開催するほか、必要に応じて随時開催する。また、経営会議は必要に応じ、下部機関として委員会を設け、必要事項につき諮問する。
(c) 執行役員は取締役会で選任され、執行役員規程により代表取締役から権限の委譲を受け、組織規程が定める組織の業務分掌及び職位の職務権限に基づき、取締役会の決定した会社経営全般の最高方針に従い、業務執行を行う。

⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制
(a) 適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理規程を定めると共に、財務報告に関わる内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
(b) 経営監査部は、財務報告に関わる内部統制の有効性を評価する。評価を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。

⑦ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(a) グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用するグループ企業理念を掲げ、これを基礎として、グループ各社で諸規程を定める。
(b) グループ会社の経営管理については、グループ全体の経営計画及び年度予算に基づき、各社における業務の執行状況を管理する。また、各社の事業内容によって管理担当部を定め、担当部長は、グループ会社経営管理規程に基づき、グループ会社の取締役等から適時必要な報告を受け、経営状態及び事業リスクを適切に把握すると共に、重要経営事項については、当社の承認を得てこれを実行するよう求め、グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われるよう必要な経営資源を適時適切に配分する。但し、組織規程に基づき準社内組織と位置付けられたグループ会社については、担当部長に代わり担当役員がこれを行う。
(c) グループ会社におけるコンプライアンスを確保するため、当社の行動基準を含むコンプライアンス規程に則してグループ各社で諸規程を定める。当社のコンプライアンス相談窓口はグループ会社役職員からの相談も受け付け、グループ全体としてコンプライアンスの徹底を図る。当社はグループ会社に対し、当社グループの役職員によるコンプライアンス違反行為に関する報告・相談についての秘密を厳守すると共に、当該報告・相談をしたことを理由に不利益な処遇がなされないことを保証することを求める。
(d) グループ会社の監査については、各社が適切に内部監査体制を構築すると共に、当社の経営監査部は、内部監査規程に基づき定期及び随時に国内外のグループ会社の内部監査を行う。

⑧ 監査役の職務を補助する専任スタッフとその独立性に関する事項
(a) 監査役の職務を補助するため、当社の従業員から監査役補助者を任命する。
(b) 監査役補助者の人事評価は監査役が行い、監査役補助者の人事異動は監査役会の同意を得て決定する。
(c) 監査役補助者は原則として業務の執行に係る役職を兼務しない。

⑨ 取締役、執行役員及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(a) 取締役、執行役員及び従業員が監査役に報告すべき事項についての規程を定め、当該規程に基づき、取締役、執行役員及び従業員は当社の業務または業績に影響を与える重要な項目について監査役に報告する。グループ会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員は、当社及び当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に報告できるものとする。
(b) コンプライアンス規程に基づく報告・相談システムの適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。当社グループの役職員によるコンプライアンス違反行為に関する監査役への報告・相談については秘密を厳守すると共に、当該報告・相談をしたことを理由に不利益な処遇がなされないことを保証する。
(c) 代表取締役は監査役と定期的に会合を持つよう努める。
(d) 経営監査部は監査役と連絡・調整を行い、監査役の監査の実効的な実施に協力する。
(e) 監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をした時は、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用または債務を処理する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制は、上記に従い適切に運用されており、問題は生じていません。
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

① コンプライアンス

(a) 当社は、当社役職員が遵守すべき行動基準、コンプライアンス規程をはじめとする各種規程を整備しています。また、当社役職員を対象に、その浸透を図り、コンプライアンス意識を徹底・向上させるため、社内研修、講習会、e-ラーニング研修の開催等の活動を行っています。

(b) 部店におけるコンプライアンスの統括責任者としてコンプライアンスオフィサーを、コンプライアンスオフィサーを統括すると共にコンプライアンス体制の整備・強化を図る責任者としてチーフコンプライアンスオフィサーを設置し、コンプライアンスについての責任者を明確にしています。また、経営会議の下部機関として設置したコンプライアンス委員会を定期的に開催し、全社的なコンプライアンス体制の充実、徹底、また違反行為についての処置の決定等の役割を果たしています。

(c) 当社及び当社グループ会社の役職員からの相談・報告を受け付ける窓口としてコンプライアンス社内相談窓口及び社外相談窓口を設置しています。違反行為が報告、発見された場合は、速やかに必要な是正措置を講じております。また、相談窓口への報告・相談についての秘密を厳守すると共に当該報告・相談をしたことを理由に不利益な処遇がなされないことを保証しています。

② コーポレートガバナンス

(a) 取締役会は、当社の中枢的な意思決定機関として、当社グループの経営の最高方針の審議、決議や経営の監督等を行っております。当期は取締役会を10回開催しました。

(b) 独立社外取締役による業務執行取締役への監督をより実効性あるものとすべく、取締役会の下に会長、社長、及び独立社外取締役全員で構成され、独立社外取締役が過半数を占める指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置し、取締役及び執行役員の選解任、並びに報酬及び待遇等に関する事項について審議を行い、取締役会に対して答申を行っています。

(c) 取締役会が重要案件に集中できるよう、取締役会の決定に基づく経営の基本計画及び業務の執行に関する重要事項は原則毎週開催される経営会議にて審議、決定しています。これら決定された方針に基づく業務執行は取締役会で選任され代表取締役から権限の委譲を受けた執行役員が行うことにより経営執行の効率化とスピードアップを図っています。

(d) 当社及び当社グループ会社の事業については、定期的に取締役会、経営会議をはじめとする社内の重要な会議で報告され、改善が必要な課題や問題点が生じた場合には適時関係部署への指示を行っています。

③ リスクマネジメント

(a) 当社は、経営会議の予備審査機関として原則毎週開催される投融資委員会を設置し、リスクの把握、分析及び評価を行い、その結果を取締役会及び経営会議における意思決定に反映させています。

(b) 当社及び当社グループ会社が保有する資産について、その価値変動リスクを統計的に分析し、数値化したものを定期的に取締役会に報告しています。取締役会をはじめとする意思決定機関は報告されたリスク量を評価、分析した上で、投資判断を行い、当社グループの事業全体のリスクコントロールを図っています。

(c) 運航船の安全運航の確保・徹底を図るため、当期は安全運航対策委員会を２回開催しました。また、船舶運航に関するリスクマネジメントのため、全運航船を対象として安全運航支援センター（SOSC）にて動静や気象・海象、船の航行に関わる情報を監視し本船船長をサポートする体制を整えているほか、当社独自の安全基準に基づく定期的な検船活動、安全の担い手となる海技者の確保・育成等の取組みを行っております。これらの取組みにより当社グループ運航船の安全運航を図ると共に、人の能力を補完し、安全運航を担保するため、ICT等の最新技術の取入れに向けた研究開発等の取組みを行っています。

(d) 財務報告の信頼性確保に向けた内部統制の有効性評価は、金融商品取引法の定めに基づき実施しており、内部統制システムの適切な運用を確認しています。

④ 当社グループ会社管理

(a) 当社は、グループ会社経営管理規程、グループ会社経営管理実務ガイドラインをはじめとする規程を整備し、当社グループ会社の適正な管理を目指しています。また、当社グループ会社の重要な経営事項を当社の承認事項とすると共に、計画の進捗状況等の報告を当社グループ会社から受け、当社より適宜指導、助言を行っており、当社グループ全体の企業価値の向上を図っています。さらに、毎年２回会長、社長をはじめとする当社経営層と当社グループ会社の代表者によるグループ経営会議を開催し、経営目標の共有・確認、コンプライアンスの徹底を図っています。当社はこれらの取組みにより、当社グループ会社の経営管理を行っています。

(b) 当社グループ会社は独立した法人として個々の規模・業態に合ったコンプライアンス体制を構築しています。当社グループ会社においてコンプライアンス違反行為に相当する事例が生じた場合、当該会社において自社の社内規則に則り、速やかに対処し、再発防止策を実施すると共に、当社においても当社コンプライアンス委員会への報告等必要な対応を行います。

⑤ 監査役

(a) 監査役会、及び監査役の職務補佐のため、監査役付を設置し、専任スタッフ１名を配しています。当該専任スタッフについては、取締役からの独立性と監査役による指示の実効性確保のため、人事評価には監査役の、人事異動には監査役会の同意を得て決定しています。

(b) 常勤監査役に対しては、取締役会に加え、経営会議及び投融資委員会をはじめとする各委員会への出席機会を確保し、審議・意思決定過程における監査実施を担保しています。さらに、監査役には定期的に取締役、執行役員と会合を持ち、経営課題やリスクに関する認識を共有し、適正な業務の確保に努めています。

⑥ 内部監査

当社は、内部監査部門である経営監査部が毎年度監査計画を定め、それに基づいた本社内組織、及び国内外グループ会社に対する内部監査を行い、結果を経営会議に報告しています。内部監査の結果、改善が必要な課題や問題点が確認された場合には適時関係部署への指示を行い、対処しています。

連結計算書類の連結株主資本等変動計算書（自　2018年４月１日　至　2019年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	65,400	45,385	306,642	△6,807	410,620
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）				4	4
剰余金の配当			△3,587		△3,587
親会社株主に帰属する当期純利益			26,875		26,875
連結範囲の変動			△0		△0
自己株式の取得				△31	△31
自己株式の処分			△40	69	28
連結子会社株式の取得による持分の増減		△0			△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					－
当期変動額合計	－	△0	23,245	42	23,288
当期末残高	65,400	45,385	329,888	△6,764	433,909

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	33,400	37,873	23,442	5,905	100,621	2,026	114,776	628,044
当期変動額								
新株の発行（新株予約権の行使）						△4		－
剰余金の配当								△3,587
親会社株主に帰属する当期純利益								26,875
連結範囲の変動								△0
自己株式の取得								△31
自己株式の処分								28
連結子会社株式の取得による持分の増減								△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△6,559	6,518	△7,244	△2,180	△9,466	△218	9,963	278
当期変動額合計	△6,559	6,518	△7,244	△2,180	△9,466	△223	9,963	23,562
当期末残高	26,840	44,391	16,197	3,725	91,154	1,803	124,739	651,607

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1.連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数　371社

(2) 主要な連結子会社の名称は、事業報告内の「1．企業集団の現況に関する事項　(10) 重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

(3) 主要な非連結子会社の名称　アジアカーゴサービス（株）

(4) 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも小規模であり全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしませんので連結の範囲から除いております。

2.持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用関連会社の数　90社

(2) 主要な持分法適用関連会社の名称は、事業報告内の「1．企業集団の現況に関する事項　(11) 重要な関連会社の状況」に記載のとおりであります。

(3) 主要な持分法非適用非連結子会社の名称　アジアカーゴサービス（株）

(4) 主要な持分法非適用関連会社の名称　（株）空見コンテナセンター

(5) 持分法の適用の範囲から除いた理由

持分法非適用会社の当期純損益及び利益剰余金等のうち持分相当額は、いずれも小規模であり重要性が乏しいと認められますので、持分法適用対象から除いております。

3．連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更に関する事項

(1) 連結の範囲

当連結会計年度から、重要性の観点等よりDAIBIRU HOLDINGS AUSTRALIA PTY LTD.を含む17社を新たに連結の範囲に含め、清算結了等により、11社を連結の範囲から除外し、４社を株式の売却により連結子会社から持分法適用関連会社へ変更しております。

(2) 持分法の適用の範囲

当連結会計年度から、新規設立及び重要性の観点等より８社を持分法適用の範囲に含め、清算結了及び現物出資により２社を持分法適用の範囲から除外し、４社を株式の売却により連結子会社から持分法適用関連会社へ変更しております。

4．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

売買目的有価証券	時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）
満期保有目的の債券	償却原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	決算日の市場価格等にもとづく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）
時価のないもの	主として移動平均法による原価法
デリバティブ	時価法
たな卸資産	主として移動平均法による原価法 （貸借対照表価額は収益性の低下にもとづく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

船　　舶	主として定額法（一部の船舶について定率法）
建　　物	主として定額法
その他の有形固定資産	主として定率法

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）にもとづいております。

のれんの償却については、その効果が発現する期間を個別に見積もり、当該期間にわたって均等償却しております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法
社債発行費　支出時に全額費用として処理しております。
株式交付費　支出時に全額費用として処理しております。

(4) 引当金の計上基準
貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
役員賞与引当金
当社及び一部の国内連結子会社は役員賞与の支出に備えて、役員賞与支給見込額を計上しております。
契約損失引当金
契約に関する意思決定等に伴い、将来の損失発生の可能性が高まった契約について、損失見込額を計上しております。
事業再編関連損失引当金
事業の再編等に伴う損失に備えるため、損失見込額を算定し計上しております。
役員退職慰労引当金
一部の国内連結子会社は、役員の退職慰労金支出に備えるため、内規にもとづく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
特別修繕引当金
船舶の修繕に要する費用の支出に備えるため、修繕見積額基準により計上しております。
環境対策引当金
ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処分等に係る支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上しております。

(5) 運賃収益及び運賃収益に係る費用の計上基準
コンテナ船事業：複合輸送進行基準を採用しております。
その他：主として航海完了基準を採用しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法
ヘッジ会計の方法
主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップに関しては、特例処理を採用しております。
主なヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
外貨建借入金	外貨建予定取引
為替予約	外貨建予定取引
通貨オプション	外貨建予定取引
通貨スワップ	貸船料及び外貨建借入金
金利スワップ	借入金利息及び社債利息
金利キャップ	借入金利息
燃料油スワップ	船舶燃料
運賃先物	運賃

ヘッジ方針
主として当社の内部規程である「市場リスク管理規程」及び「市場リスク管理要領」にもとづき、個別案件ごとにヘッジ対象を明確にし、当該ヘッジ対象の為替変動リスク、金利変動リスク又は価格変動リスクをヘッジすることを目的として実施することとしております。
ヘッジ有効性評価の方法
主としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎として有効性を判定しております。ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、ヘッジ有効性判定を省略しております。

(7) 当社及び連結子会社の支払利息につきましては原則として発生時に費用処理しておりますが、事業用の建設資産のうち、工事着工より工事完成までの期間が長期にわたり且つ投資規模の大きい資産については、工事期間中に発生する支払利息を取得原価に算入しております。

(8) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
退職給付に係る会計処理の方法
主として従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額にもとづき、計上しております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。過去勤務費用は主としてその発生時に一括費用処理しております。
消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書）

「関係会社株式売却益」は前連結会計年度において「その他特別利益」に含めて表示しておりましたが、当連結会計年度において、金額的重要性が増加したため区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「関係会社株式売却益」の金額は186百万円であります。

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

連結貸借対照表に関する注記

１．たな卸資産の内訳とその金額

原材料及び貯蔵品	35,004百万円
その他	1,441百万円

２．担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

船舶	175,975百万円
建設仮勘定	9,324百万円
投資有価証券	634百万円
関係会社株式	69,813百万円
合計	255,748百万円

また、担保に供した投資有価証券及び関係会社株式のうち、

イ）関係会社株式69,813百万円については、関係会社による長期借入金及び将来の傭船料支払いの担保目的で差し入れたものであります。

ロ）投資有価証券634百万円については、海洋事業プロジェクト及びLNG船プロジェクトに係る長期借入金の担保目的で差し入れたものであります。

(2) 担保に係る債務

短期借入金	12,180百万円
長期借入金	148,861百万円
合計	161,042百万円

３．有形固定資産の減価償却累計額　923,152百万円

４．偶発債務

保証債務等	123,075百万円
（うち外貨建保証債務	108,665百万円）

5．その他

(1) 訴訟

当社は、2014年１月10日に三菱重工業株式会社に対し、同社の建造した船舶による海難事故に伴って、当社の被った損害の賠償を求める訴訟を東京地方裁判所に提起しておりました。これに対し、同社は当社に同型船の船体強度の強化工事の対価支払いを求めて反訴を提起し、現在係争中であります。

当社は、同社による反訴請求は不当であると認識しており、本訴である損害賠償請求とあわせて、当社の正当性を主張していく考えであります。

(2) その他

当社グループは2012年以降、完成自動車車両の海上輸送に関して各国競争法違反の疑いがあるとして、米国等海外の当局による調査の対象になっております。また、本件に関連して、当社グループに対し損害賠償及び対象行為の差止め等を求める集団訴訟が米国等において提起されています。これらの調査・訴訟による金額的な影響は現時点で合理的に予測することが困難であるため、当社グループの業績に与える影響は不明です。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

１．当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

種類　普通株式

総数　120,628,611株

２．当連結会計年度末における自己株式の種類及び株式数

種類　　普通株式

株式数　1,034,487株

３．剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	１株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年６月26日 定時株主総会	普通株式	1,195	10.0	2018年３月31日	2018年６月27日
2018年10月31日 取締役会	普通株式	2,391	20.0	2018年９月30日	2018年11月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	１株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年６月25日 定時株主総会	普通株式	2,989	25.0	2019年３月31日	2019年６月26日

４．当連結会計年度末の新株予約権（権利行使の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

種類　　普通株式

株式数　1,219,500株

金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、船舶等の取得のための設備資金を、主に銀行借入や社債発行により調達しております。また、短期的な運転資金を主に銀行借入により調達しております。更に、安定的な経常運転資金枠の確保・緊急時の流動性補完を目的に国内金融機関からコミットメントラインを設定しております。

営業債権である受取手形及び営業未収金は顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の内部規程である「組織規程」に沿ってリスク低減を図っております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、原則として外貨建ての営業債務をネットしたポジションについて主に為替予約を利用して当該リスクを回避しております。投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び営業未払金は、１年以内の支払期日であります。短期借入金及びコマーシャル・ペーパーは、主に短期的な運転資金の調達を目的としたものであります。長期借入金及び社債は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されていますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引及び金利キャップ取引）を利用して支払利息の固定化を一部実施しております。また、外貨建ての借入金は、為替変動リスクに晒されていますが、一部は通貨スワップ取引を利用して当該リスクを回避しております。デリバティブは、上述のリスクを回避するために利用しており、当社の内部規程である「市場リスク管理規程」及び「市場リスク管理要領」にもとづき実需の範囲で行い、投機的な取引は一切行わない方針であります。

2．金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	124,505	124,505	－
(2) 受取手形及び営業未収金	92,160	92,160	－
(3) 有価証券			
その他有価証券	500	500	－
(4) 短期貸付金	18,192	18,192	－
(5) 長期貸付金（＊1）	78,033	80,745	2,711
(6) 投資有価証券			
その他有価証券	96,881	96,881	－
(7) 関係会社株式	3,012	2,009	△1,002
(8) 支払手形及び営業未払金	81,020	81,020	－
(9) 短期借入金	109,314	109,314	－
(10) コマーシャル・ペーパー	40,000	40,000	－
(11) 社債（＊2）	196,698	198,840	2,142
(12) 長期借入金（＊3）	744,101	747,419	3,317
(13) デリバティブ取引（＊4）	30,041	29,895	△145

（＊1） 長期貸付金の連結貸借対照表計上額には、短期へ振替えられた4,904百万円が含まれております。

（＊2） 社債の連結貸借対照表計上額には、短期へ振替えられた28,500百万円が含まれております。

（＊3） 長期借入金の連結貸借対照表計上額には、短期へ振替えられた78,104百万円が含まれております。

（＊4） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務になる場合は、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び営業未収金、並びに(4) 短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券

有価証券は合同運用指定金銭信託であり、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期貸付金

長期貸付金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに分類し、貸付金の種類ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(6) 投資有価証券及び(7) 関係会社株式

投資有価証券及び関係会社株式の時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(8) 支払手形及び営業未払金、(9) 短期借入金、並びに(10) コマーシャル・ペーパー

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(11) 社債
社債の時価については、市場価格にもとづき算定しております。
(12) 長期借入金
長期借入金の時価については、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、当社の信用状態が実行後大きく異なっていないため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに分類し、借入金の種類ごとに、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、外貨建の長期借入金の一部については、通貨スワップの振当処理により固定された金額によって評価しております。
(13) デリバティブ取引
ヘッジを目的とした金融派生商品であり、先物為替相場又は金融機関から入手した価格等によっております。なお、通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式	8,734
② 関係会社株式	252,066
③ その他	10
合計	260,812

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(6) 投資有価証券　その他有価証券」及び「(7) 関係会社株式」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記
1．賃貸等不動産の状況に関する事項
当社及び一部の子会社では、東京都や大阪府その他の地域において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む）を有しております。
2．賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
307,274	508,562

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
(注2) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書にもとづく金額によっております。その他の物件については、土地は適切に市場価格を反映していると考えられる指標を用いて調整した金額により、建物等の償却性資産は連結貸借対照表計上額をもって時価としております。

1株当たり情報に関する注記
1．1株当たり純資産額　4,390円39銭
2．1株当たり当期純利益　224円72銭

重要な後発事象に関する注記
該当事項はありません。

その他の注記
記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

計算書類の株主資本等変動計算書（自　2018年４月１日　至　2019年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計		
					特別償却準備金	圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	65,400	44,371	44,371	8,527	3	926	111,630	△79,136	41,951	△6,809	144,914
当期変動額											
新株の発行（新株予約権の行使）			－						－	4	4
剰余金の配当			－					△3,587	△3,587		△3,587
当期純利益			－					36,946	36,946		36,946
特別償却準備金の取崩			－		△1			1	－		－
圧縮記帳積立金の取崩			－			△14		14	－		－
別途積立金の取崩			－				△81,000	81,000	－		－
自己株式の取得			－						－	△31	△31
自己株式の処分			－					△40	△40	69	28
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			－						－		－
当期変動額合計	－	－	－	－	△1	△14	△81,000	114,334	33,318	42	33,360
当期末残高	65,400	44,371	44,371	8,527	2	912	30,630	35,197	75,269	△6,766	178,275

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	28,485	△2,752	25,732	2,026	172,673
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）			－	△4	－
剰余金の配当			－		△3,587
当期純利益			－		36,946
特別償却準備金の取崩			－		－
圧縮記帳積立金の取崩			－		－
別途積立金の取崩			－		－
自己株式の取得			－		△31
自己株式の処分			－		28
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△5,958	△246	△6,205	△218	△6,423
当期変動額合計	△5,958	△246	△6,205	△223	26,932
当期末残高	22,527	△2,999	19,527	1,803	199,606

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．資産の評価基準及び評価方法

有価証券

売買目的有価証券	時価法（売却原価は移動平均法により算定）
満期保有目的の債券	償却原価法
子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	決算日の市場価格等にもとづく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法
デリバティブ	時価法
たな卸資産	主として移動平均法による原価法 （貸借対照表価額は収益性の低下にもとづく簿価切下げの方法により算定）

2．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）	
船　　舶	定額法
建　　物	定額法
その他の有形固定資産	主として定率法
無形固定資産（リース資産を除く）	定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）にもとづく定額法であります。
リース資産	所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

4．引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対する賞与の支出に備えて、役員賞与支給見込額を計上しております。

契約損失引当金

契約に関する意思決定等に伴い、将来の損失発生の可能性が高まった契約について、損失見込額を計上しております。

事業再編関連損失引当金

事業の再編等に伴う損失に備えるため、損失見込額を算定し計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額にもとづき、計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期より費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時に一括費用処理しております。

債務保証損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

5．運賃収益及び運賃収益に係る費用の計上基準
コンテナ船事業：複合輸送進行基準を採用しております。
その他：航海完了基準を採用しております。

6．ヘッジ会計の方法
ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップに関しては、特例処理を採用しております。
主なヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
外貨建借入金	外貨建予定取引
為替予約	外貨建予定取引
通貨オプション	外貨建予定取引
金利スワップ	借入金利息及び社債利息
金利キャップ	借入金利息
燃料油スワップ	船舶燃料
運賃先物	運賃

ヘッジ方針
当社の内部規程である「市場リスク管理規程」及び「市場リスク管理要領」にもとづき、個別案件ごとにヘッジ対象を明確にし、当該ヘッジ対象の為替変動リスク、金利変動リスク又は価格変動リスクをヘッジすることを目的として実施することとしております。
ヘッジ有効性評価の方法
原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎として有効性を判定しております。ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、ヘッジ有効性判定を省略しております。

7．支払利息につきましては原則として発生時に費用処理しておりますが、事業用の建設資産のうち、工事着工より工事完成までの期間が長期にわたり且つ投資規模の大きい資産については、工事期間中に発生する支払利息を取得原価に算入しております。

8．退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

9．消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1．関係会社に対する短期金銭債権	86,070百万円
長期金銭債権	173,997百万円
短期金銭債務	90,217百万円
長期金銭債務	462百万円
2．有形固定資産の減価償却累計額	213,914百万円

3．担保に供している資産及び担保に係る債務
(1) 担保に供している資産

船舶	15,062百万円
投資有価証券	634百万円
関係会社株式	47,118百万円
合計	62,815百万円

担保に供した投資有価証券及び関係会社株式のうち、
イ）関係会社株式47,118百万円については、関係会社による長期借入金及び将来の傭船料支払いの担保目的で差し入れたものであります。
ロ）投資有価証券634百万円については、海洋事業プロジェクト及びLNG船プロジェクトに係る長期借入金の担保目的で差し入れたものであります。
(2) 担保に係る債務

短期借入金	2,189百万円
長期借入金	30,113百万円
合計	32,303百万円

４．偶発債務

保証債務等	544,775百万円
（うち外貨建保証債務	331,183百万円）

５．その他

(1) 訴訟

当社は、2014年１月10日に三菱重工業株式会社に対し、同社の建造した船舶による海難事故に伴って、当社の被った損害の賠償を求める訴訟を東京地方裁判所に提起しておりました。これに対し、同社は当社に同型船の船体強度の強化工事の対価支払いを求めて反訴を提起し、現在係争中であります。

当社は、同社による反訴請求は不当であると認識しており、本訴である損害賠償請求とあわせて、当社の正当性を主張していく考えであります。

(2) その他

当社は2012年以降、完成自動車車両の海上輸送に関して各国競争法違反の疑いがあるとして、米国等海外の当局による調査の対象になっております。また、本件に関連して、当社に対し損害賠償及び対象行為の差止め等を求める集団訴訟が米国等において提起されています。これらの調査・訴訟による金額的な影響は現時点で合理的に予測することが困難であるため、当社の業績に与える影響は不明です。

損益計算書に関する注記

１．関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	168,530百万円
仕入高	297,762百万円
営業取引以外の取引高	49,882百万円

２．契約解約金について

コンテナ船事業の統合に伴うターミナル契約の期限前解約に関連する費用として6,148百万円を計上しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び数

普通株式	1,031,867株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	（単位：百万円）
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	47,034
特定外国子会社留保所得	30,573
関係会社株式評価損自己否認額	60,377
賞与引当金	623
減損損失	1,305
貸倒引当金	2,768
事業再編関連損失引当金	1,847
債務保証損失引当金	3,840
契約損失引当金	16,764
関係会社からの傭船契約譲渡	3,982
みなし配当	11,322
繰延ヘッジ損益	912
外国税額控除	5,557
その他	5,518
繰延税金資産小計	192,427
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△47,034
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△145,292
評価性引当額小計	△192,326
繰延税金資産合計	101
繰延税金負債	
退職給付信託設定益	△2,737
その他有価証券評価差額金	△8,903
その他	△693
繰延税金負債合計	△12,334
繰延税金負債の純額	△12,233

関連当事者との取引に関する注記

（単位：百万円）

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容（注）1	取引金額（注）2	科目	期末残高
子会社	WHITE BEAR MARITIME LTD.	直接100%	役員の兼任 船舶の傭船 債務保証	債務保証	48,598	－	－
	LAKLER S.A.	直接100%	役員の兼任 債務保証	債務保証	28,447	－	－
	SAMBA OFFSHORE S.A.	直接100%	役員の兼任 債務保証	債務保証	22,483	－	－
	MOG-X LNG SHIPHOLDING S.A.	直接100%	役員の兼任 債務保証	債務保証	22,397	－	－
	MOL EURO-ORIENT SHIPPING S.A.	直接100%	役員の兼任 船舶の傭船 債務保証	債務保証	20,752	－	－
	MOL BRIDGE FINANCE S.A.	直接100%	役員の兼任 債務保証	債務保証	14,983	－	－
	CLEOPATRA LNG SHIPPING CO., LTD.	直接70%	役員の兼任 債務保証	債務保証	12,063	－	－
	MOG-IX LNG SHIPHOLDING S.A.	直接100%	役員の兼任 船舶の傭船 債務保証	債務保証	11,237	－	－
	NEFERTITI LNG SHIPPING CO., LTD.	直接70%	役員の兼任 債務保証	債務保証	10,933	－	－
	ASIASHIP MARITIME S.A.	直接100%	役員の兼任 船舶の傭船 債務保証	債務保証	10,401	－	－
	LINKMAN HOLDINGS INC.	直接100%	役員の兼任 債務保証 資金の貸付 資金の借入	資金の貸付 資金の借入 債務保証	25,215 47,272 16,106	短期貸付金 短期借入金	26,530 6,436
	CANOPUS MARITIME INC.	直接100%	役員の兼任 船舶の傭船			リース債権（注）3	28,918
	ATLANTIS SHIPPING NAVIGATION S.A.	直接100%	役員の兼任 船舶の傭船			リース債権（注）3	10,809
	TRAPAC, LLC.	間接100%	契約解約金	契約解約金	6,148	事業再編関連損失引当金	6,148
関連会社	ARCTIC GREEN LNG SHIPPING LTD.	直接50%	役員の兼任 債務保証	債務保証	13,827	－	－
	ARCTIC BLUE LNG SHIPPING LTD.	直接50%	役員の兼任 債務保証	債務保証	13,183	－	－
	SEPIA MV30 B.V.	直接20.6%	役員の兼任 債務保証	債務保証	10,747	－	－
	LNG ROSE SHIPPING CO., LTD.	直接50%	役員の兼任 債務保証	債務保証	10,504	－	－
	OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.	－ （注）4	役員の兼任 船舶の傭船	増資の引受	72,141	－	－
	合同会社リブラ	直接49.9%	債権の譲渡	債権の譲渡	15,415	－	－

（注）1．取引条件及び取引条件の決定方針等
(1) 債務保証については、保証形態等を勘案して決定しております。
(2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
(3) 資金の借入については、市場金利を勘案して決定しております。
(4) 資金の貸付の一部については、反復的な取引に係るものであり、取引金額は当期の平均貸付残高を記載しております。
(5) 契約解約金については、コンテナ船事業の統合に伴うターミナル契約の期限前解約に関連する費用として6,148百万円を計上しております。
(6) 増資の引受については、１株につき10,000USドルで引き受けたものです。
(7) 債権の譲渡については、時価相当額で譲渡しております。

2．取引金額には消費税等が含まれておりません。
3．リース債権については、１年内返済予定リース債権も含めて記載しております。
4．当社はオーシャン ネットワーク エクスプレス ホールディングス株式会社の議決権を31%所有しており、同社はOCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD. の普通株式の100%を所有する持株会社であります。

１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額	1,653円92銭
２．１株当たり当期純利益	308円93銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。


VEGETABLE
OIL INK


FSC
www.fsc.org
ミックス
責任ある木質資源を
使用した紙
FSC® C013080